

参考資料

目次

- ・各行政機関の取組状況 P1
- ・点検結果の推移 P2
- ・租特透明化法に基づく適用実態調査結果の活用例 P3
- ・租税特別措置等に係る政策評価の義務付け対象等 P4
- ・補足説明後も残された課題の例 P5~P8
- ・点検結果の一覧表 P9~P18

各行政機関の取組状況

【要望の区分ごとの件数】

新設、拡充又は延長を要望する租税特別措置等に対する評価					期限の定めのない租税特別措置等に対する評価など	合計
新設	拡充	延長	拡充・延長等	小計		
37	19	54	27	137	7	144

【行政機関ごとの件数】

行政機関名	件数	行政機関名	件数	行政機関名	件数
内閣府	14	文部科学省	4	国土交通省	22
国家公安委員会・警察庁	2	厚生労働省	23	環境省	8
金融庁	8	農林水産省	14	防衛省	5
総務省	9	経済産業省	35		
				合計	144

点検結果の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
点検実施件数	165	163	225	144
一定水準に達しているもの	16 (9.7%)	33 (20.2%)	44 (19.6%)	44 (30.6%)
分析・説明が不十分	149 (90.3%)	130 (79.8%)	181 (80.4%)	100 (69.4%)
うち合理性	—	23	30	19
うち有効性	—	130	181	100
うち相当性	—	20	27	9

(注) 1 事項要求に係る評価で、詳細が記載されておらず、一定水準に達しているか否か判断できないものについては、便宜上分析・説明が不十分なものに分類。

2 23年度の点検項目は、24年度から26年度までと異なるため、「—」としている。

租特透明化法に基づく適用実態調査結果の活用例

前回要望時(平成22年度)の評価

適用数等	適用実績 平成19年度1,300件 平成20年度1,200件 平成21年度1,400件 平成22年度～25年度1,300件(見込み) ※適用実績は××アンケート調査結果から推計。 ※平成22～25年度については、直近3年の平均。
------	---

実績を把握することができないので、アンケートの調査結果を基に適用実績を推計。
⇒ アンケート調査の精度、推計方法により、推計値が大きく変動。

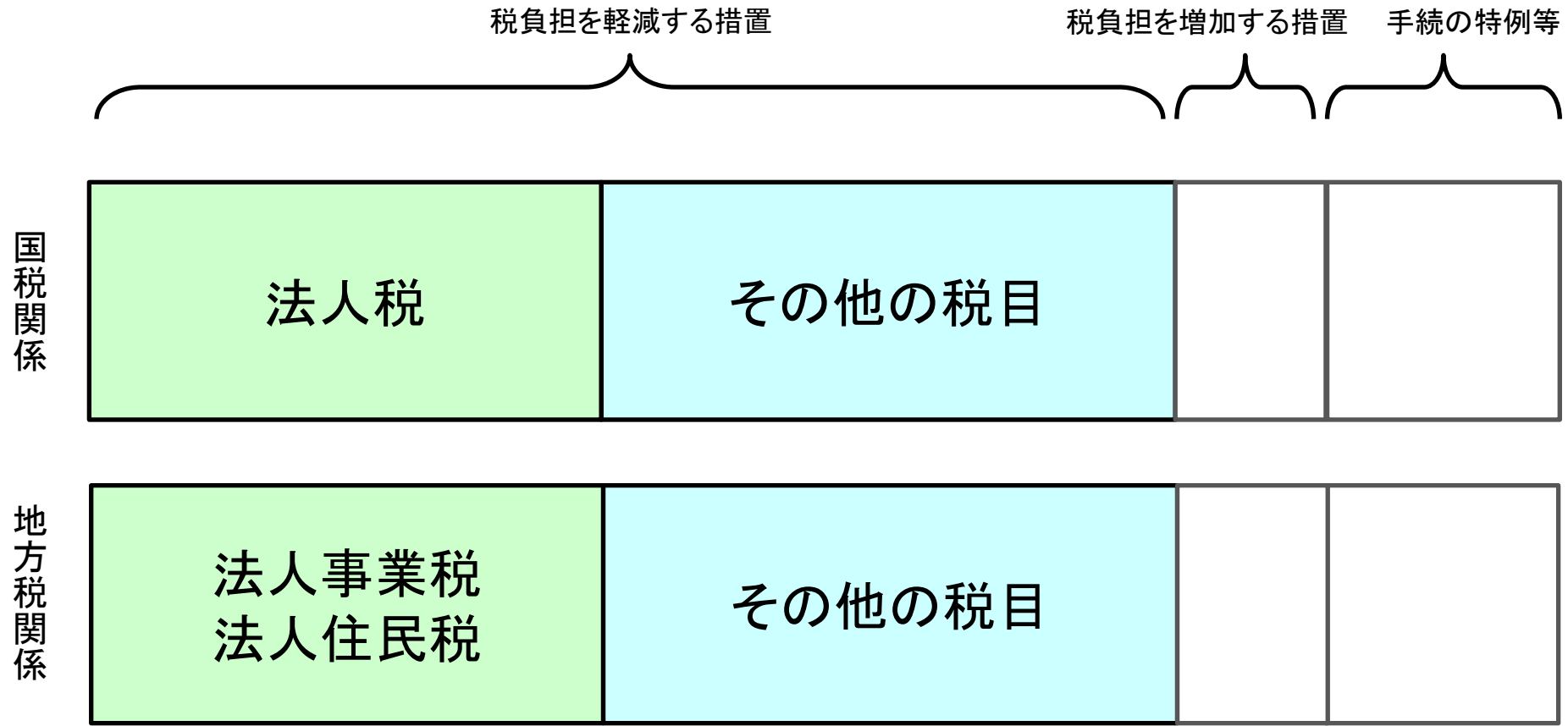


今回の評価

適用数等	適用実績 平成22年度2,000件 平成23年度2,100件 平成24年度2,200件 平成25年度2,200件 平成26年度～28年度2,100件(見込み) ※平成23年度及び24年度の適用実績は租税特別措置の適用実態調査結果より。 ※平成26～28年度については、直近3年の平均。
------	---

適用実態調査結果により、平成23年度及び24年度の実績が把握可能に。
当該数値を用いることにより、より実態を反映した適用数等の推計が可能になり、分析が向上。
⇒ 今後、調査結果が蓄積されることにより、更なる質の向上が期待される。

租税特別措置等に係る政策評価の義務付け対象等



法令上の事前評価の義務付け対象範囲
基本方針に基づく事後評価の義務付け対象範囲

基本方針に基づく事前評価の努力義務の対象範囲
基本方針に基づく事後評価の努力義務の対象範囲

(注)
法令：
行政機関が行う政策の評価に関する法律
(平成13年法律第86号)
基本方針：
政策評価に関する基本方針
(平成17年12月22日閣議決定)

補足説明後も残された課題の例

《厚労03》障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長（法人税及び所得税）〔延長〕

1 租税特別措置等の内容

企業が、障害者就労施設等に対して物品及び役務の発注を行った場合に、一定期間内に取得した減価償却資産について、上限の範囲内で前年度からの発注増加額と同額の割増償却（固定資産の普通償却限度額の30%を限度）を認める。

2 政策目的及び達成目標

《政策目的》

障害者総合支援法や障害者雇用促進法の趣旨に鑑み、働く意欲や能力のある障害者の就労を支援し、障害者就労施設等で就労する障害者の自立を促進する。

《達成目標》

- ・ 法定雇用率2.0%の達成
- ・ 障害者に支払われる工賃の向上

3 減収額、効果等

《減収額等》

	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
適用件数	44	50	57	65	74	84
(24年度評価時)	把握なし	予測なし				
割増償却額(千円)	245,371	301,972	371,728	457,597	563,302	693,425
(24年度評価時)	-	-	-			
減収額(千円)	73,611	90,592	94,791	116,687	143,642	176,283
(24年度評価時)	1,776,000	予測なし				

《効果》

測定指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
障害者の実雇用率	-	-	1.76%	着実に進展する見込み。		
(24年度評価時)	1.65%	予測なし				

■ 残された主な課題

- ① 直接的な効果についての説明が不十分である。
- ② 将来の効果が予測されていない。
- ③ 適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて説明されていない。

※ 参考

《租税特別措置の適用実態調査の結果》

	23年度	24年度
適用件数	44	50
適用総額(億円)	2	3
主な適用業種	サービス業	サービス業
・業種別割合	44.4%	39.1%
➡ 上位10社の適用額合計の割合	83.2%	83.7%

□ 補足説明後も残された課題の例

《厚労10》仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充(法人税及び所得税)[拡充・延長]

1 租税特別措置等の内容						
企業がくるみん認定を受けた場合に認められる割増償却について、適用期限の延長等を行う。また、企業がさらなる両立支援にかかる取組を行い、プラチナくるみん(仮称)認定を受けた場合に、税制優遇措置の拡充を行う。						
2 政策目的及び達成目標						
《政策目的》						
男女ともに仕事と子育てが両立できる雇用環境の改善・充実を通じ、国民が希望する結婚・出産・子育てが実現できる社会経済環境を整備する。						
《達成目標》						
<ul style="list-style-type: none"> ・第1子出産後の女性の継続就業率 55%(2020年) ・男性の育児休業取得率 13%(2020年) 						
3 減収額、効果等						
《減収額等》						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
適用件数(注1)	18	35	43	52	185	276
(25年度評価時)	18	22	27			
割増償却額(千円)	2,253,877	7,385,081	9,073,086	予測なし		
(25年度評価時)	2,208,136	-	-			
減収額(千円)	676,163	1,883,196	2,313,637	予測なし		
(25年度評価時)	662,440	把握なし	予測なし			
《効果》						
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
男性の育児休業取得率	2.63%	1.89%	2.03%	予測なし		
くるみん取得企業数(注2)	把握なし		1588社	2000社		

■ 残された主な課題	
①	直接的な効果についての説明が不十分である。
②	将来の効果が予測されていない。
③	適用数等が想定外に特定の者に偏っていないことについて、租特透明化法に基づき把握される情報を用いて説明されていない。

※ 参考		
《租税特別措置の適用実態調査の結果》		
	23年度	24年度
適用件数	18	35
適用総額(億円)	23	74
主な適用業種	その他の製造業 運輸通信公益事業	
・業種別割合	31.8%	84.0%
→ 上位10社の適用額合計の割合	96.5%	97.7%

(注)1 27年度以降はくるみん及びプラチナくるみんの認定企業における適用件数の推計を合算
2 25年度評価時の測定指標

補足説明後も残された課題の例

《厚労21》医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置(法人事業税)[事後]

1 租税特別措置等の内容			
医療法人を特別法人とし、医療法人の社会保険診療報酬以外の部分に係る所得のうち年400万円を超える金額について軽減措置を講じる。			
2 政策目的及び達成目標			
《政策目的》			
地域における医療提供体制の中核を担う医療法人について、本特例措置を適用することにより、経営基盤の強化に資するよう下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を図る。			
《達成目標》			
地域における医療提供体制を維持する。			
3 減収額、効果等			
《減収額等》			
	23年度	24年度	25年度
適用件数(推計)	31,196	31,196	31,196
適用総額(百万円)	1,791	1,724	把握なし
減収額(百万円)	1,791	1,724	把握なし
《効果》			
	23年度	24年度	25年度
測定指標			
開設者が医療法人の医療機関数	53,645	54,896	56,180

■ 残された主な課題
① 直接的な効果についての説明が不十分である。
② 減収額が分析対象期間の一部しか記載されていない。
③ 税収減を是認するような効果について、減収額と達成目標の実現状況を対比した上で説明されていない。

※ 参考		
《地方税における税負担軽減措置等の適用状況等》		
	23年度	24年度
適用総額(千円)	1,790,756	1,724,425

□ 補足説明後も残された課題の例

《経産20》認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設(固定資産税、都市計画税及び不動産取得税)[新設]

1 租税特別措置等の内容

認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき、当該事業の用に供する土地・建物の取得等を行った場合に、不動産取得税・固定資産税・都市計画税における課税標準の特例措置。

2 政策目的及び達成目標

《政策目的》

地元住民や自治体の強いコミットメントがあり、かつ経済効果の高い民間プロジェクトに絞り込んで、従来より手厚い支援を重点的に行うことにより、民間投資の喚起を通じた中心市街地の活性化を図る。

《達成目標》

本特例措置等が適用される特定民間中心市街地経済活力向上事業により、中心市街地の経済活力の向上(来訪者、売上高、就業者のいずれかで評価)を相当程度増加させることを目指す。

➡ ・目標値等及び達成時期:自治体毎に異なる。

3 減収額、効果等

《減収額等》

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
➡ 適用件数	12	26	33	-	-	-
減収額(百万円)	36.0	91.2	295.6	457.9	642.0	332.0

《効果》

測定指標	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
➡ ・空き店舗率 ・歩行者通行量	民間投資の喚起及び空き店舗・未利用地の流動化を通じて、…魅力ある中心市街地の形成が期待される。					

■ 残された主な課題

- ① 目標値及び達成時期が設定されていない。
- ② 直接的な効果についての説明が不十分である。
- ③ 適用件数の算定に用いた数値の根拠が明らかにされていない。

点検結果の一覧表

<点検結果の一覧表の見方>

1. 「制度名」 各評価書に記載されている租税特別措置等の名称を記載。
2. 「区分」 租税特別措置等の要望区分等に応じて、以下を記載。
 - 新 設 : 租税特別措置等の新設要望に係る評価を表す。
 - 拡 充 : 租税特別措置等の拡充要望に係る評価を表す。
 - 延 長 : 租税特別措置等の延長要望に係る評価を表す。
 - 拡・延 : 租税特別措置等の拡充及び延長要望等に係る評価を表す。
 - 事 後 : 期限の定めのない租税特別措置等に係る評価などを表す。
3. 「義務付け」
評価が義務付けられている法人税、法人住民税又は法人事業税に係る評価である場合に「有」を記載。
4. 「分析・説明が一定水準に達している」
各行政機関の補足説明を踏まえた結果、評価の分析・説明が一定水準に達しているものに「☆」を記載。
5. 「分析・説明が不十分」 点検結果の内容に応じて、以下を記載。
 - : 補足説明後も評価書の分析・説明に課題があるもの。
 - ※ : 点検過程における各行政機関からの補足説明により課題が解消したもの。
 - : 区分（新設）の性質上、記載の必要のないもの。
 - ／ : 租税特別措置等の内容が固まっていないため、必要な分析がなされていないもの。

政策目的の根拠等	: 租税特別措置等の政策目的が、法律、閣議決定等に規定されていることが説明され、政策体系の中で優先度や緊要性の高いものとして位置付けられていることが説明されているか。
所期の目標の達成状況	: 所期（制度創設時や前回要望時）の目標が達成されているか否かが説明され、租税特別措置等を継続する理由等が説明されているか。
僅少・偏り	: 適用数等が所期の想定と比較して僅少であったり、特定の者に偏っていないかが説明されているか。
税収減の是認効果等	: 適用数、減収額、効果・達成目標の実現状況、税収減を是認するような効果等が説明されているか。
租特の手段をとる必要性・適切性	: 他の政策手段（補助金、規制等）と比較して、租税特別措置等の手段をとることが必要かつ適切であることが説明されているか。
他の支援措置との役割分担	: 他の政策手段がある場合に、租税特別措置等との役割分担が説明されているか。

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	所期の目標の達成状況	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要性・適切性	他の支援措置との役割分担
内閣府										
内閣01	国家戦略特区における所得控除制度の創設	新設	有			—	—	●		
内閣02	国家戦略特区における創業5年以内の一定の企業に対する法人税の軽減措置の創設	新設	有			—	—	●		
内閣03	国家戦略特区等において地方税を減免した場合の国税における所要の調整措置	新設	有			—	—	●		
内閣04	国家戦略特区における民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の特例措置の創設	新設	有			—	—	●		
内閣05	地域再生に資する税制上の特例措置の創設	新設	有			—	—	●		
内閣06	国家戦略特区における特別償却又は投資税額控除等の拡充	拡充	有					●		
内閣07	駐留軍用地の公共用地先行取得に係る課税の特例措置	拡充	有					●		※
内閣08	「国家戦略特区」における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長	延長	有					●		
内閣09	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	新設	有			—	—			※
内閣10	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—	—			
内閣11	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長	拡・延	有	☆					※	
内閣12	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充	拡・延	有			※	●	●		
内閣13	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充	拡・延	有			※	●	●		※
内閣14	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長	延長	有			※	※	●		※
国家公安委員会・警察庁										
警察01	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察用の船舶）	拡充		☆					※	※
警察02	軽油引取税の課税免除の特例措置の恒久化（警察の用に供する電気通信設備）	拡充		☆					※	※

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	所期の目標の達成状況	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要性・適切性	他の支援措置との役割分担
金融庁										
金融01	投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消等	拡充	有		※	※		●		
金融02	協同組合の特性を踏まえた法人税に係る軽減税率の引下げ	拡充			※	※		●	※	●
金融03	協同組織金融機関に係る一般貸倒引当金の割増特例の恒久化（延長）	延長	有		※	※		●	※	●
金融04	資金決済高度化を促進するためのシステム投資減税	新設	有		※	—	—	●	※	
金融05	投資法人に係る税制優遇措置の拡充	拡充	有		※			●	※	※
金融06	外国子会社合算税制の見直し	拡充	有		※			●		
金融07	マイナンバー制度の円滑な導入に係る措置	新設	有		※	—	—	●	※	
金融08	確定拠出年金制度の見直しに伴う所要の措置	新設	有		※	—	—	●		※
総務省										
総務01	データセンター地域分散化促進税制の拡充及び延長	拡・延	有	☆				※		
総務02	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	延長	有			※	※	●		
総務03	振興山村における工業用機械等の特別償却	拡・延	有	☆				※		
総務04	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有			※	※	●		
総務05	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—	—			
総務06	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆						
総務07	技術研究組合の所得計算の特例の本則化	拡充	有	☆		※		※		
総務08	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆						
総務09	非居住者等の受け取る振替地方債の利子に係る非課税制度	事後	有			※	※	●		

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	所期の目標の達成状況	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要性・適切性	他の支援措置との役割分担
文部科学省										
文科01	(独)国立美術館、(独)国立文化財機構、(独)日本芸術文化振興会、(独)国立科学博物館への寄附に係る税制措置	新設	有	☆	※	—	—	※	※	※
文科02	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—	—			
文科03	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆						
文科04	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆						
厚生労働省										
厚労01	女性の活躍促進に関する法律の制定に伴う税制上の所要の措置	新設	有			—	—			
厚労02	若者育成認定企業(仮称)に係る割増償却制度の創設	新設	有			—	—	●	※	
厚労03	障害者の「働く場」に対する発注促進税制の延長	延長	有			●	●	●		
厚労04	高額な医療用機器に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	有			●	●	●		※
厚労05	医療安全に資する医療用機器の導入に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	有			※	●	●		
厚労06	社会医療法人の認定制度の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●	※	
厚労07	非営利ホールディングカンパニー型法人制度(仮称)の創設、その他の事業再編に関する制度見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有			—	—	●		
厚労08	オーファンドラッグ等の試験研究費にかかる特別措置(研究開発税制総額型)の対象の拡充	拡充	有			●	●	●		
厚労09	生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長	延長	有			※	●	●	※	
厚労10	仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業に対する税制優遇措置の延長及び拡充	拡・延	有			※	●	●		※
厚労11	企業年金制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置	新設	有			※	—	—	●	※
厚労12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆						
厚労13	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—	—			

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	所期の目標の達成状況	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要性・適切性	他の支援措置との役割分担
厚労14	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	新設	有		—	—	—		※	
厚労15	生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長	延長	有		※	●	●	※	※	
厚労16	商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長	延長	有		※	※	●			
厚労17	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	新設			—	—	●		※	
厚労18	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）	延長	有			●	●			
厚労19	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆						
厚労20	社会保険診療報酬に係る非課税措置	事後	有		※	※	●	※	※	
厚労21	医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る軽減措置	事後	有		※	※	●	※	※	
厚労22	特定の医療法人の法人税率の特例	事後	有		●	※	●	●	※	
厚労23	特定の協同組合等の法人税率の特例	事後			※	●		●		
農林水産省										
農水01	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（（1）食品企業者関係）	延長	有			※	●	●		
農水02	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）（農林水産業関係）	延長	有	☆						
農水03	中小企業等の貸倒引当金の特例（農業協同組合）	延長	有			●		●		
農水04	中小企業等の貸倒引当金の特例（森林組合等）	延長	有	☆						
農水05	中小企業等の貸倒引当金の特例（漁業協同組合等）	延長	有	☆						
農水06	農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例	拡・延	有		※	※	●	●		
農水07	振興山村における工業用機械等の特別償却	拡・延	有	☆				※		

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	所期の目標の達成状況	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要性・適切性	他の支援措置との役割分担
農水08	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	延長	有		※	※	●			
農水09	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有			●	●			
農水10	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有		※	※	●			
農水11	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有			※	●			
農水12	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の特例	拡・延	有	☆						
農水13	中小企業者等の試験研究に係る特例措置の拡充及び延長	拡・延	有	☆						
農水14	技術研究組合の所得計算の特例	拡充	有	☆	※		※			
経済産業省										
経産01	中小企業者等の法人税率の特例の拡充	拡充	有		※		●			
経産02	非上場株式等についての贈与税の納税猶予制度の拡充	拡充			※	●	●	●		
経産03	特定再開発建築物等の割増償却制度の延長	延長	有		※		●			
経産04	車体課税の抜本の見直し	拡・延			※	●	●			
経産05	電気事業法の改正に伴う所要の税制措置	新設	有		—	—	●		●	
経産06	ガス事業法の改正に伴う所要の税制措置	新設	有		—	—	●	※	※	
経産07	熱供給事業法の改正に伴う所要の税制措置	新設			—	—	●		※	
経産08	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置	新設	有		—	—	●		●	
経産09	互助会加入者の権利保護の強化に係る所要の税制措置	新設	有		※	—	●	※	※	
経産10	信用保証協会が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減の延長	延長		☆			※			
経産11	個人事業者の事業用資産に係る事業承継時の負担軽減措置の創設	新設			—	—	●		※	

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	所期の目標の達成状況	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要性・適切性	他の支援措置との役割分担
経産12	特定中小企業等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長	延長	有		※	※	●			
経産13	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆						
経産14	技術研究組合の所得計算の特例の本則化	拡充	有	☆	※		※			
経産15	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）	延長	有			●	●			
経産16	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	延長	有		※	※	●			
経産17	特定の資産の買換えの場合の課税の特例の延長	延長	有	☆	※	※	※	※	※	
経産18	国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置	新設	有		—	—			※	
経産19	引取りに係る沖縄発電用特定石炭等の免税の延長	延長		☆	※		※	※		
経産20	認定特定民間中心市街地経済活力向上事業に係る特例措置の創設	新設			※	—	—	●		
経産21	独立行政法人日本貿易保険の特殊会社化に伴う所要の税制措置	新設	有		—	—	●		●	
経産22	電気供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設			※	—	—	●	※	
経産23	ガス供給業に係る法人事業税の課税方式の変更	新設			●	—	—	●		
経産24	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱さいバラス製造業）	延長			※	●	※	●	※	
経産25	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（生コンクリート製造業）	延長			●	※	※	●	※	
経産26	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（セメント製品製造業）	延長			●	※	※	●	※	
経産27	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち岩石及び砂利掘採業）	延長			※	※	●	●	※	
経産28	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石炭掘採業）	延長			●	※		●	●	
経産29	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）	延長			※	※		●	※	
経産30	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（電気供給業）	延長				※	●	●	※	

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	所期の目標の達成状況	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要性・適切性	他の支援措置との役割分担
経産31	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（地熱資源開発事業）	延長		☆		※	※	※	※	
経産32	低公害車の燃料等供給設備に係る課税標準の特例措置の延長	延長				●	※	●		※
経産33	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長	延長						●		
経産34	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆						
経産35	沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る課税標準の特例措置の延長	延長				●		●	※	※
国土交通省										
国交01	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆						
国交02	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆						
国交03	我が国の立地競争力強化及び災害時の物流機能維持に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の延長	延長	有			※	※	●		※
国交04	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—	—	※		
国交05	技術研究組合の所得計算の特例の本則化	拡充	有	☆		※		※		
国交06	半島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有			※	※	●		
国交07	離島振興対策実施地域における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有				※	●		
国交08	奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長	延長	有				●	●		
国交09	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の延長	延長	有			※	※	●		
国交10	振興山村における工業用機械等の特別償却	拡・延	有	☆				※		
国交11	特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の1,500万円の特別控除の延長	延長	有			※	※	●	※	
国交12	特定の事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の延長	延長	有			※	※	●		※
国交13	大深度地下法第16条に基づく使用の認可を受けた事業に係る区分地上権等の設定対価に対する課税の見直し	新設	有			—	—	●	※	

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	所期の目標の達成状況	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要性・適切性	他の支援措置との役割分担
国交14	投資法人（Jリート）における「税会不一致」問題の解消	拡充	有			※		●		
国交15	中小企業等の貸倒引当金の特例の延長	延長	有			※	※	●		
国交16	特定都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長	有					●	●	
国交17	都市再生緊急整備地域に係る課税の特例措置の延長	延長	有					●	●	
国交18	関西文化学術研究都市建設促進法に基づいて整備される文化学術研究施設に係る特別償却制度の延長	延長	有			※		●		※
国交19	市街地再開発事業により建設された施設建築物の取得者に対する割増償却制度の延長	延長	有			※	※	●		
国交20	民間都市開発推進機構の行う業務を収益事業の範囲から除外する特例措置の拡充	拡充				●		●	●	
国交21	雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長及び拡充	拡・延	有			※		●	●	
国交22	船舶に係る特別償却制度の延長	延長	有			※		●	●	※
環境省										
環境01	国立研究開発法人への寄附に係る税制措置	新設	有	☆		—		—		
環境02	投資法人に係る税制優遇措置の拡充	拡充	有					●	※	※
環境03	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆						
環境04	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の即時償却の適用期限の延長（グリーン投資減税）	延長	有					●	●	
環境05	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆						
環境06	コージェネレーションに係る課税標準の特例措置の延長	延長						●		
環境07	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（都道府県立自然公園特別地域等で環境大臣が認定した地域内の土地が地方公共団体に買い取られる場合）	事後	有			※	●	●	●	※
環境08	特定目的のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除（廃棄物の搬入施設の整備事業の用に供するために広域臨海環境整備センターに買い取られる場合）	事後	有			※	●	●	●	※

番号	制度名	区分	義務付け	分析・説明が一定水準に達している	分析・説明が不十分					
					合理性		有効性		相当性	
					政策目的の根拠等	所期の目標の達成状況	僅少・偏り	税収減の是認効果等	租特の手段をとる必要性・適切性	他の支援措置との役割分担
防衛省										
防衛01	予備自衛官等を雇用した場合の法人税額等の特別控除	新設	有	☆		—	—			
防衛02	ACSAによる免税軽油の提供時における課税免除の特例措置の創設	新設		☆		—	—			
防衛03	自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等に係る課税免除の特例措置の恒久化	拡充		☆						
防衛04	試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	拡・延	有	☆						
防衛05	中小企業者等の試験研究費に係る特例措置の拡充	拡・延	有	☆						